

## 1 必要性

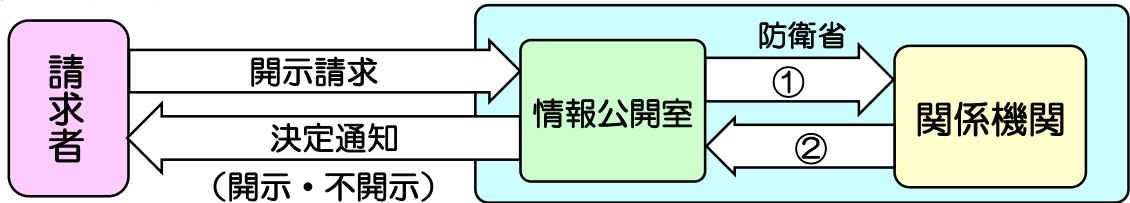
情報公開は、**国民に開かれた行政の実現を図る**ために必要な制度です。そのため、法律で次の事項が定められています。

- (1) 国民主権の観点から国民誰もが利用目的を問わず、行政機関が保有する行政文書について開示請求する権利が認められています。
- (2) 行政機関は、次の理由から、**行政文書の開示義務**があります。
  - ア 国民に対し政府の説明責任を全うするため。
  - イ 公正で民主的な行政を推進するため。
 ただし、法律に規定された不開示情報を除きます。



## 2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

### (1) 情報公開手続



#### ① 文書の特定

情報公開室は、開示請求された行政文書に該当すると思われる文書を特定し、関係機関に特定した旨を通知します。開示請求に該当すると考えられる行政文書が存在しない旨の決定を行うに当たっては、情報公開査察官に事前に通知します。

#### ② 機関等の開示決定手続

**全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定に係る意見を付し、防衛大臣に上申します。**

| 区分     |       | 概要   |
|--------|-------|--|
| 開示     |       | 不開示情報に該当する記録がない（情報公開法第5条）。   |
|        | 裁量的開示 | 不開示情報が記録されている場合でも、防衛大臣が公共の利益等のため開示が必要と判断し、開示するもの（同法第7条）。   |
| 部分開示   |       | 一部に不開示情報が記録され、容易に区分して除くことができるとき（同法第6条）。  |
| 全部不開示  | 不開示   | 存在 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部に不開示情報が記録されている場合（同法第5条）</li> <li>・一部に不開示情報が記録されているが、不開示部分を容易に区分して除くことができないとき（同法第6条）。</li> <li>・当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき（同法第6条）。</li> </ul> |
|        |       | 不存在  |
| 存否応答拒否 |       | 行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき（同法第8条）。  |

## (2) 不開示情報の類型（情報公開法第5条）

- 個人に関する情報（1号及び1号の2）
- 法人等に関する情報（2号）
- 国の安全等に関する情報（3号）
- 公共の安全等に関する情報（4号）
- 審議、検討等に関する情報（5号）
- 事務又は事業に関する情報（6号）



## (3) 行政文書の探索

ア 文書管理者の指導の下、情報公開実施担当者は、**行政文書ファイル管理簿での検索**のほか、**保有する全ての行政文書**（電磁的記録を含む）について、執務室内、書庫・端末（ファイルサーバの共有フォルダに保存した文書も含む）、記憶媒体等を**漏れなく探索**しなければなりません。

（ア）行政文書ファイル管理簿に登録されていなくても、本来、行政文書として管理すべき文書、データ等については開示対象です。

（イ）保存期限が過ぎていても未廃棄の場合は、開示対象です。

イ 開示請求に該当すると考えられる文書を確認できなかった場合の措置

（ア）文書管理者は、文書の保有を確認できなかった場合、開示請求日から2週間以内に報告し、併せて開示請求に該当すると考えられる文書を作成又は受領した可能性のある配布先等、更なる探索に必要な情報を上級部隊に報告します。

その後、探索範囲の拡大等により再度入念に探索を行います。

（イ）情報公開室は、（ア）の通知内容を基に、関係する部署に探索範囲を拡大し探索を依頼します。

（ウ）（イ）の探索範囲の拡大及び再度の探索の結果、行政文書が存在しないとの判断に至った場合は、文書管理者は「情報公開業務における行政文書の探索に際し開示請求に合致すると考えられる行政文書を確認できなかった場合の措置等について（通知）（防官文第15400号。30.9.28）」に示す「行政文書探索結果」を作成し、開示決定手続に付します。

## 3 開示請求に該当すると考えられる文書を最終的に探索できなかった場合の情報公開査察官の実施する査察業務について

### (1) 査察の目的

行政文書の不存在による不開示決定がなされた場合に査察を行うことにより、その判断の妥当性を厳格に確認することです。

### (2) 査察の方法

ア 不存在による不開示決定の際に作成された行政文書等を調査します。

イ 文書管理業務及び情報公開業務に従事する隊員への聞き取り調査を実施します。

ウ 実地調査を実施します。